

未分割申告の相続実務

申告期限までに遺産分割が確定しない場合の相続実務について徹底解説!

平成29年 **8月4日** **金**



会場 TAP高田馬場

時間 13:30-16:30 (受付開始13:00)

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

受講料 25,000円 (資料代・税込み)

定員**60名**様限定

各会員**割引**あり



講師紹介

税理士法人トゥモローズ
代表／税理士

角田 壮平 氏

東京都江戸川区出身、日本大学経済学部卒業後、アクタス税理士法人、EY税理士法人、税理士法人チェスター専務役員を経て、2015年に税理士法人トゥモローズ代表に就任し現在に至る。EY税理士法人では、年商数十億、数百億規模の事業承継案件に関与、前職の税理士法人チェスターでは、法人の役員として数百件の相続案件に携わった。現在では税理士からの相続実務の相談も数多く手がけている。

<著書>

未分割申告の税実務(清文社)

ごあんない

相続による争いは年々増加してきており、家庭裁判所における遺産分割調停・審判の件数は30年前の2.5倍程度に増えています。実際の相続実務において遺産分割不調、相続人間の争い等のトラブルに接する機会も増え、**下記のような判断に迷う場面に出くわすことも多々あるかと思えます。**

- ・遺言があっても未分割申告は可能なのか?
- ・生前贈与やみなし相続財産がある場合の未分割申告の計算方法は?
- ・数次相続案件で配偶者の税額軽減を適用しない方が有利になるケースとは?
- ・小規模宅地等の特例の未分割申告、更正の請求時の適用パターンとは?
- ・遺留分減殺請求がされている場合の不動産所得の帰属はどうなるのか?

講座内容

1 未分割の相続税実務

- (1) 未分割申告案件を受任した場合の留意点
- (2) 未分割の場合の相続税の計算方法
- (3) みなし相続財産がある場合の未分割申告
- (4) 生前贈与がある場合の未分割申告
- (5) 相続放棄があった場合の未分割申告
- (6) 配偶者の税額軽減の実務
- (7) 小規模宅地等の特例の実務 Etc

3 未分割の所得税実務

- (1) 準確定申告の納付額、還付額の負担
- (2) 未分割遺産に対する収入の申告
- (3) 遺留分減殺請求がされている場合の収入の帰属 Etc

2 遺言がある場合の争い案件の相続税実務

- (1) 遺言と異なる遺産分割の可否
- (2) 遺言がある場合の未分割申告の可否
- (3) 遺留分減殺請求がされている場合の相続税申告 Etc

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。▶

TAP実務セミナー

検索

各会員割引 ※1 無 料 : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用

※2 30% off : 大阪定額制クラブ会員

※3 20% off : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員



FAXでのお申し込みは >>

FAX: 03-3208-6255

8月4日開催『未分割申告の相続実務』

受講申込書

ご記入月日		平成	年	月	日
ふりがな					
事務所名 または会社名					
事業所または 会社所在地 ご住所	〒				
ご連絡先	TEL		FAX		
携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。					
ふりがな			E-mail		
参加者名					
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 税理士	<input type="checkbox"/> 公認会計士	<input type="checkbox"/> 司法書士	<input type="checkbox"/> 不動産鑑定士
	<input type="checkbox"/> 行政書士	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士	<input type="checkbox"/> 中小企業診断士	<input type="checkbox"/> FP
	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 証券	<input type="checkbox"/> 保険	<input type="checkbox"/> コンサルティング会社	
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 住宅・建設	<input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> 左記以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用〔No.					認定区分に○印 AFP・CFP® 番号

● 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。

● お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による〔不動産概算評価・机上広大地判定（無料）〕のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件（資料）をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。

※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承くださいませ。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅（戸山口）より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅（3番出口）より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
 法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 **東京アプレイザル**

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ✉ seminar@t-ap.jp